

東京都公報

発行 東京都

○建築基準法による意見の聴取……………（都市整備局市街地建築部調整課）……………

○都道の区域変更……………（建設局道路管理部路政課）……………

○市街地再開発組合の理事長の変更……………（都市整備局市街地整備部再開発課）……………

○建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十八条
第十二項ただし書の規定による許可申請があつたので、同
条第十五項の規定により、次のように公開による意見の聴
取（以下「公聴会」という。）を行います。

なお、公聴会で意見を述べようとする者は、当該公聴会
の期日の三日前までに、知事に対し、意見の要旨並びに住
所、氏名及び当該公聴会の事由となる処分についての利害
関係を記した書面を提出してください。

令和七年十一月十三日

●東京都告示第千四百四十三号

工事種別 及び用途	申 請 の 概 要
敷地面積	新築 小学校、中学校、児童福祉施設、自転車駐 車場、自動車車庫、倉庫、その他（学校共 用便所）及びその他（ポンプ室）
建築面積	約一、三七二平方メートル
構造及び 階数	約四、七四六平方メートル 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造ほか 地上四階ほか
高さ	二一・五六メートルほか
適用条文	建築基準法第四十八条第十二項ただし書

●東京都告示第千四百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十九号）第十八条第一項

東京都知事 小池百合子	一 公聴会を行う日時 令和七年十一月二十一日（金曜日）午後二時から
東京都知事 小池百合子	二 公聴会を行う場所 東京都庁第二本庁舎三階建設工事紛争審査会室
東京都知事 小池百合子	三 書面の提出先 東京都都市整備局市街地建築部調整課審査担当（東京都庁第二本庁舎三階）
東京都知事 小池百合子	四 公聴会を行う理由 次の建築許可をするため
東京都知事 小池百合子	五 申 請 の 概 要

の規定により、都道の区域を次のように変更する。
その関係図面は、令和七年十一月十三日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
令和七年十一月十三日

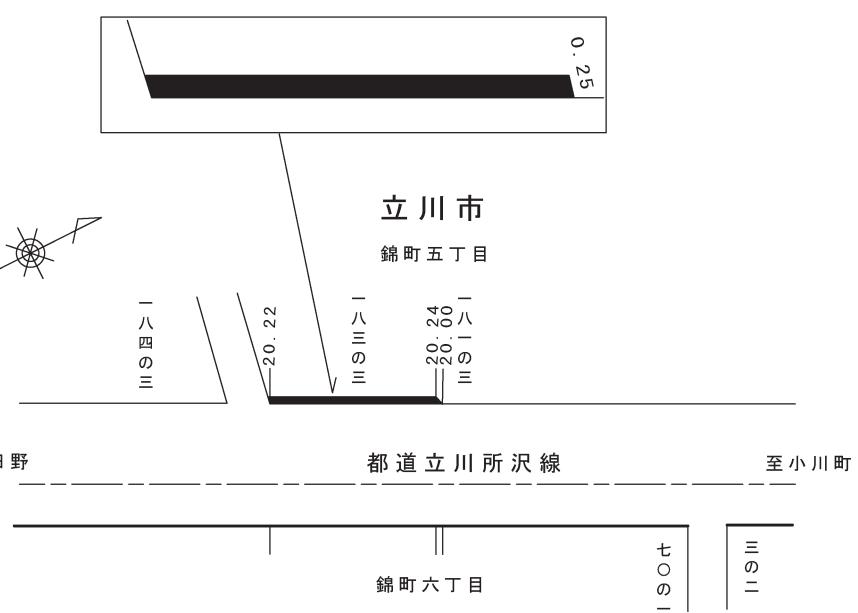
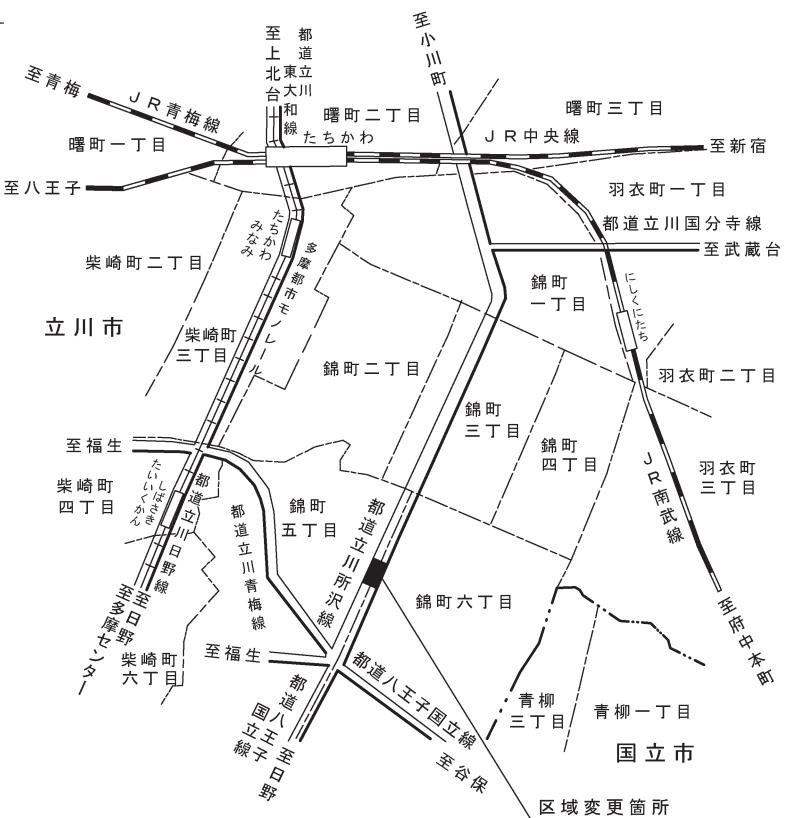
東京都知事 小池百合子	一 路線名 立川所沢
東京都知事 小池百合子	二 變更の区間 立川市錦町五丁目百八十三番三地先
東京都知事 小池百合子	三 變更の概要 別図表示のとおり

別

都道立川所沢線区域変更略図
立川市錦町五丁目地内

都道府県別 区域入編

二二・八三メートル
五・三五平方メートル



公 告

市街地再開発組合の理事長の変更について

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二十八条第一項の規定により団町東地区市街地再開発組合から次に掲げる者に理事長を変更した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により公告する。

令和七年十一月十三日

東京都知事 小池百合子

一 氏名

梶原 俊博

二 住所

杉並区高円寺北三丁目三十番八号

発行

電話 東京都

○三(五三三二二)一一一二一(代) 都新宿区西新宿二丁目八番一号

郵便番号 163-8001

定価一本号
(郵送料を含む) 一箇月 六、六〇〇円印刷所

電話 東京都

○三(三八一二二)五二〇一(代) 文京区白山二丁目十三番七号

郵便番号 113-0001



リサイクル適性Ⓐ

このマークは、この紙の
リサイクル適性を示すもの